

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_26
ー資産運用と老後④ー

2024.12. 12

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

資産運用と老後④

今日はiDeCoについてですね。一体、どういう目的でつくられていて、どのような制度なのでしょう。



国の公的年金は破綻はしませんが、少子高齢化で受給額の減少が容易に想像できますので、国が税制上の優遇策を準備して国民が自分でじぶん年金を作るようにしている制度です。

公的年金は将来的に国民年金の払い込み期間が5年延長されるような議論もでているようで財政的に厳しいので、いろいろ税制上で優遇するので自分で備えなさいということですね。



はい、その通りです。税制上の優遇策は①掛金が全額所得控除になったり、②運用期間中の運用益が全額非課税になったり、そして③受給時に所得控除が受けられるので節税ができるという3つのメリットがあります。



①の所得控除はいくらくらい控除できるのですか。

職業や他の退職金制度に加入しているかどうかで決まってきます。2024年12月から少しルールが変更になりました。自営業の人ですと厚生年金がなく国民年金基金と合わせて月額6.8万円です。会社員ですと他の退職金制度があると月額2.0万円で、他の制度と合わせて5.5万円が上限です。



資産運用と老後④

それが毎年、ずっと65歳まで所得控除されるのですか。



運用期間は75歳までできますので、制度が変更されない限り65歳までずっと掛金を継続すれば所得控除されます。70歳まで拠出できるようになる方向です。



はい、わかりました。ところで前回勉強したNISAとの違いは何ですか。



最大の違いはiDeCoは60歳まで引き出しができないことです。貴方のお金が将来のじぶん年金になるので都合がよいと考えることもできます。一方NISAはライフイベントに応じて資金を引き出すことができますし、運用益も非課税で期間の制約もなく便利な制度と言えるでしょう。



これから自分のライフイベントがあるので、制度を正しく理解した上で考えて利用する必要がありそうですね。



はい、そのとおりです。資産形成は制度の理解、お金を貯める目的や目標、後は習慣で貯めるしぐみを自分の生活の中で作っていけば資産形成ができるようになります。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ iDeCoは掛金拠出時の所得控除、資産運用時の運用益非課税、受給時の所得控除と3段階にわたって所得税制上の優遇策があります。公的年金だけでは不足するのでじぶん年金をつくるための政策と言えます。
- ✓ iDeCoの掛金は拠出限度額まで全額所得控除になります。他の年金制度や職業により、自分の掛金限度額を把握しておきましょう。
- ✓ NISAとiDeCoの制度の違いを理解した上で両制度を使いわけましょう。ライフイベントに応じた資金準備はNISAで、将来のじぶん年金をつくるにはiDeCoで老後資金を準備できます。

iDeCoで自分年金をつくろう

掛金拠出、運用益の非課税、受給時の所得控除でメリットが大きいです。
ただし、原則60歳まで引き出すことができませんが、障害給付金や遺族給付金は受給ができます。



出所：厚生労働省パンフレット

iDeCoの加入資格

iDeCo公式サイトで
「カンタン加入診断」



加入区分	加入対象となる方	加入対象とならない方
国民年金の第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	■農業者年金の被保険者 ■国民年金の保険料納付を免除（一部免除を含む）されている方（ただし、障害基礎年金を受給されている方等は加入できます）
国民年金の第2号被保険者	厚生年金の被保険者（会社員、公務員）*	■お勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方 ■マッチング拠出（加入者も掛金を任意で拠出）を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で、企業型DCでのマッチング拠出を選択した方
国民年金の第3号被保険者	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—
国民年金の任意加入被保険者	国民年金に任意で加入した方 ・60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方 ・20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方	—

*65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120月以上ある方は国民年金の第2号被保険者とはなりません。

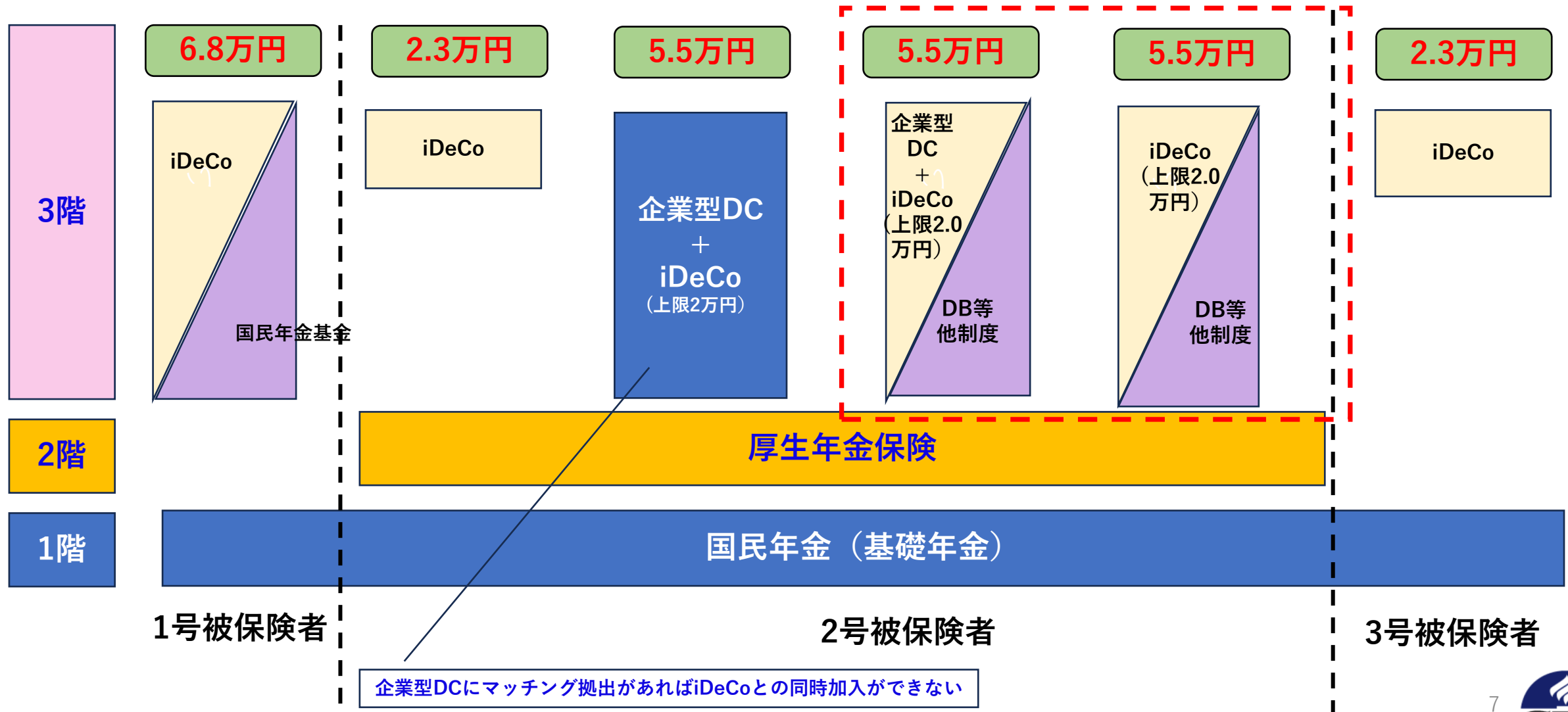
右記の年金を受給している／したことがある方は加入できません。

※iDeCoの老齢給付金を受給（一括受け取りを含む）している／したことがある。
（企業型確定拠出年金の老齢給付金を受給している／したことがある方はiDeCoに加入できます。）
※老齢基礎年金の受給権がある。
※特別支給の老齢厚生年金を繰り上げ受給している。

企業型DCでマッチング拠出をしている人はiDeCoに加入できません

⑥確定拠出企業年金(DC)制度と設計～拠出限度額(2024年12月から)～

勤務先での企業年金の加入状況によらず上限が5.5万円になりました。
インターネットの加入者専用サイトでiDeCoの拠出可能額が見えるようになる。



iDeCo: メリット1： 拠出額全額所得控除

掛け金限度額の範囲（次項）で全額所得控除になります。

①自分で拠出

自分で決めた掛け額を拠出して積み立てていきます。

出所：厚生労働省パンフレット

課税所得金額	税率		所得税・住民税の負担軽減額		
	所得税	住民税	月額掛金 5,000円 (年間6万円)	月額掛金 1万円 (年間12万円)	月額掛金 2万円 (年間24万円)
195万円以下	5%		9,000円	18,000円	36,000円
195万円超～ 330万円以下	10%		12,000円	24,000円	48,000円
330万円超～ 695万円以下	20%		18,000円	36,000円	72,000円
695万円超～ 900万円以下	23%	一律 10%	19,800円	39,600円	79,200円
900万円超～ 1800万円以下	33%		25,800円	51,600円	103,200円
1800万円超～ 4000万円以下	40%		30,000円	60,000円	120,000円
4000万円超	45%		33,000円	66,000円	132,000円

出所：ソニー銀行HP

✓自営業者：確定申告、会社員：年末調整をします。
「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付。

✓課税所得ごとの税率で
所得税：当年度の税金が節税になります。
住民税：翌年度の税金が節税になります。

✓30年*24万円/年=720万円の掛金で
7.2万円*24年 = **172.8万円の節税**になります。

✓自営業者の限度額は**81.6万円**年（国民年金基金とあわせて）なので、節税効果が大きい。フリーランスも活用すべき制度といえます。

✓合計最高で**12万円/年**の生命保険料控除より大きいのでiDeCoを優先して検討することが税金上は有利になります。

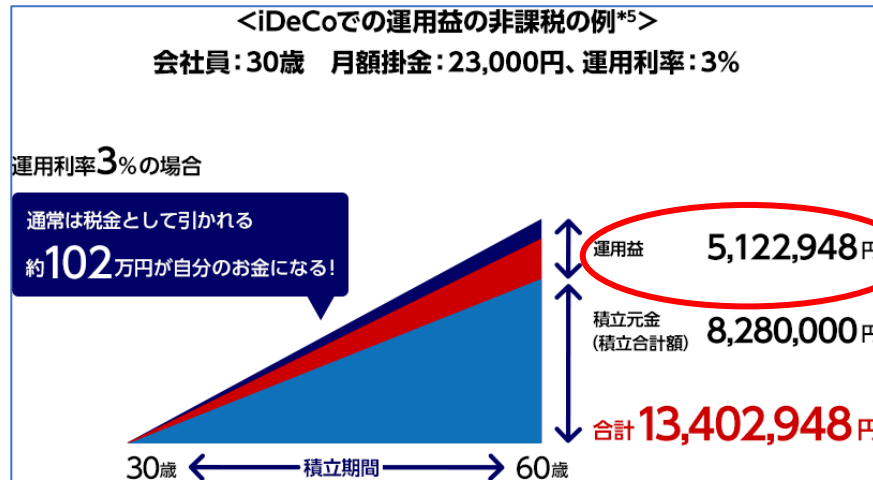
iDeCo: メリット2 : 運用益非課税

iDeCoは長期積立なので節税額も大きくなり自分年金をつくっていきましょう。

①自分で拠出

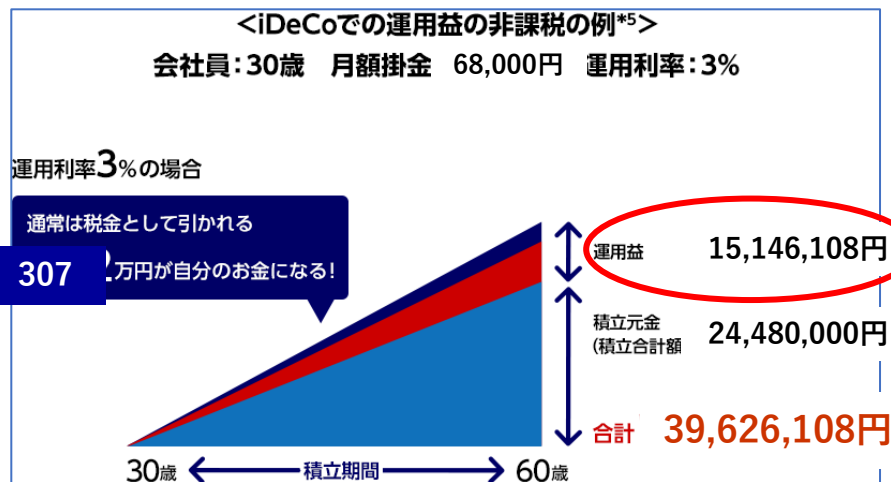
自分で決めた掛金額を拠出して積み立てていきます。

出所：厚生労働省パンフレット



✓ 税率の20.315%が節税になる。

✓ 会社員で30年、2.3万/月、3%運用が継続すると102万円の節税になります。
 $512\text{万円} \times \text{約}20\% = 102\text{万円}$



✓ 自営業、フリーランスで30年、6.8万/月、3%運用が継続すると307万円の節税になります。

$1,514\text{万円} \times \text{約}20\% = 307\text{万円}$

出所：みずほ銀行HP

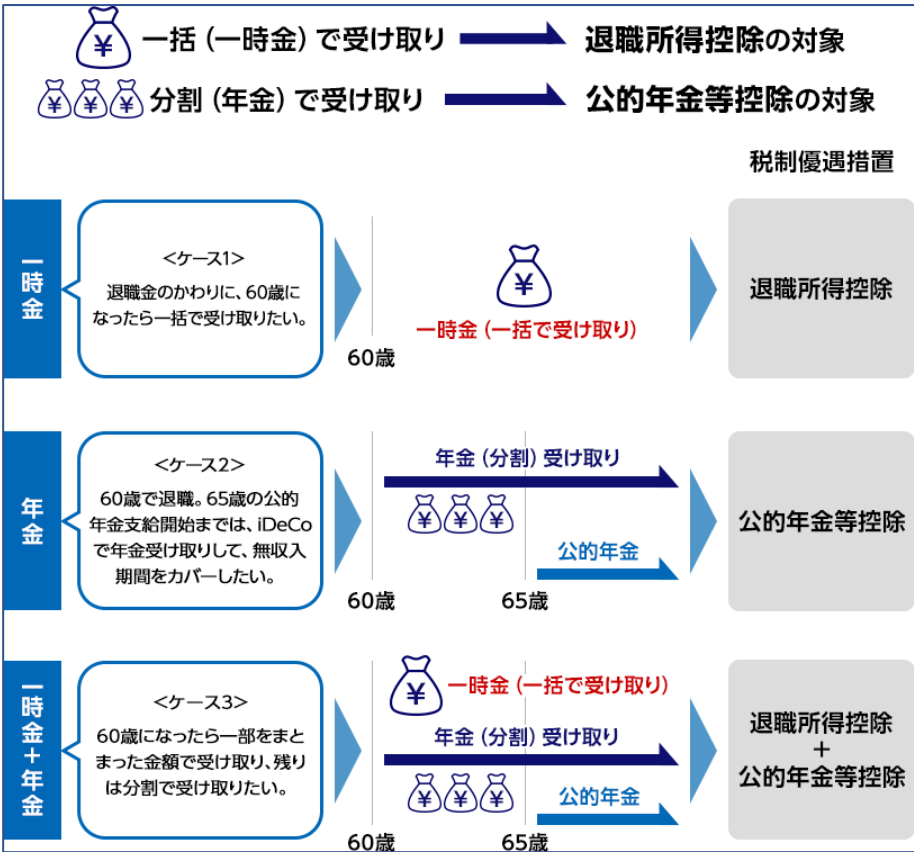
iDeCo: メリット3: 受取時の所得控除

受給時、一時金なら退職所得控除、年金なら公的年金控除が利用でき節税になります。

③年金資産の受取

受取額は、拠出した掛金の合計額や、運用成績によって、一人ひとり異なります。

出所：厚生労働省パンフレット



一時金で受給する（分離課税）

$$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

勤続年数が20年以下	40万円×勤続年数（注記2） ただし、この額が80万円に満たない場合は80万円。
勤続年数が20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）（注記2）

年金で受給する（総合課税）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下				
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 公的年金等に係る雑所得の金額		
65歳未満	60万円以下	0円		
	60万円超 130万円未満	収入金額の合計額	-	60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額の合計額	× 0.75	- 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額	× 0.85	- 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額	× 0.95	- 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額	-	195万5千円
65歳以上	110万円以下	0円		
	110万円超 330万円未満	収入金額の合計額	-	110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額の合計額	× 0.75	- 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額の合計額	× 0.85	- 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額の合計額	× 0.95	- 145万5千円
	1,000万円以上	収入金額の合計額	-	195万5千円



iDeCoの加入期間と受取開始時期

60歳時点の加入期間により受給開始年齢が後ろ倒しになります。

60歳時点の加入期間	受給開始可能年齢
10年以上	60歳
8年～	61歳
6年～	62歳
4年～	63歳
2年～	64歳
2年未満	65歳
60歳以降に新規加入	加入から5年経過後

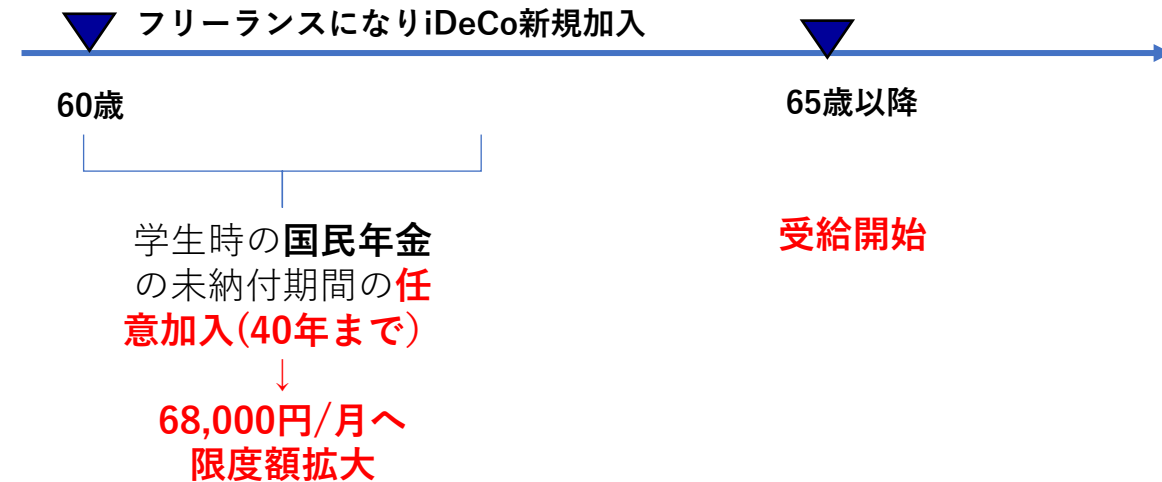
75歳までに受給開始

iDeCoは口座管理手数料が2000～7000円/年かかります。

定年退職した会社員のiDeCoプランニング例

◆ iDeCoに加入するには国民年金加入が条件

事例1



事例2



iDeCoとNISAの使いわけ

税制優遇だけだと資金が固定化されずiDeCoによる自分年金づくりを、自由に引き出せたい場合はNISAを選択します。積立てるお金の中で組みあわせもよいでしょう。

税の優遇範囲が広く老後資産形成に適したiDeCoと ライフプランに柔軟に対応するNISAとで 目的に応じた使い分けを			
	iDeCo(イデコ) (個人型確定拠出年金)	NISA	
		つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	原則 20 歳以上 65 歳未満 (公的年金被保険者)	18 歳以上 ²⁾	
拠出限度額	年間14.4～81.6万円 ¹⁾	年間 120万円	年間 240万円
		非課税保有限度額1800万円 (うち成長投資枠は1200万円) ³⁾	
投資可能商品	投資信託 保険商品 定期預金等	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等
購入方法	定期的・継続的に積み立てる	定期的・継続的に積み立てる	自由
受け取り	原則60歳以降に受け取り	引き出し可能	
税の優遇	運用益が非課税		
	毎年の所得税や住民税が少なくなる 受取時に支払う税金が少なくなる	成長投資枠とつみたて投資枠は併用可能	

1) 国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円／月
会社員：企業年金無し23,000円／月、企業年金有り最大20,000円／月（企業年金加入状況により異なるので、詳細は勤務先にご確認ください）
公務員：12,000円／月 専業主婦(夫)等：23,000円／月

2) 1月1日時点で18歳以上の場合にNISA口座を開設できる

3) 簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

出所：厚生労働省パンフレット

NISAとiDeCoの使い分け

収入が少なく今後のライフイベントにお金がかかる世代はNISAを選択するのがよいでしょう
iDeCoは原則60歳まで引き出しができませんので、収入が多ければ若いうちからiDeCoも検討します。

	比較的収入が少ない	比較的収入が多い	貯蓄も多く投資資金に 余裕がある
 20-30代	NISA (ライフイベント用取り崩し できること)	iDeCo (将来の自分年金作り)	併用 (自分年金も増やし、自由に 使える資金で運用)
 40-50代	iDeCo (将来の自分年金作り)	NISA (余裕資金で運用)	
 60代~	NISA (老後資金に目途がついたので運用し取り崩す)		

出所：日経新聞 2023.10.21より筆者加工

Thinking time !

NISAとiDeCoの違いを理解した上で使いわけましょう。

iDeCoについて

- ・ iDeCoはなぜ制度として誕生したのでしょうか。
- ・ iDeCoの 3 つの税制上の優遇策はどういうものなのでしょうか。



NISAとの使いわけ

- ・ NISAとiDeCoを使いわけるときの要因で一番大きいものは何だと思いますか。
- ・ 貴方の年齢で、ライフイベントを考えた場合、どうするのが貴方自身にとって最善ですか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

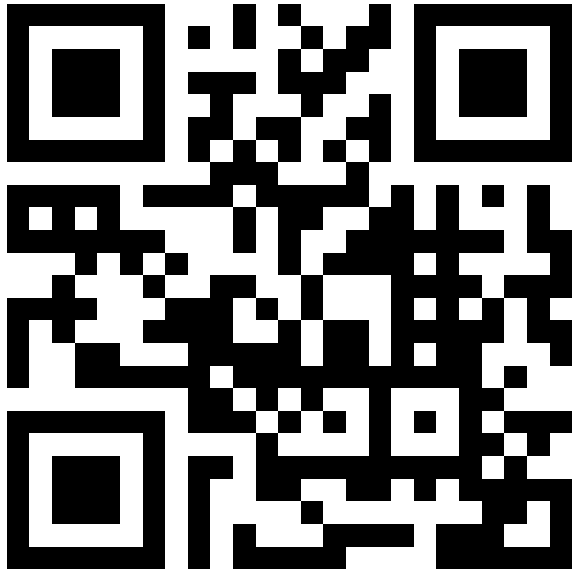
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

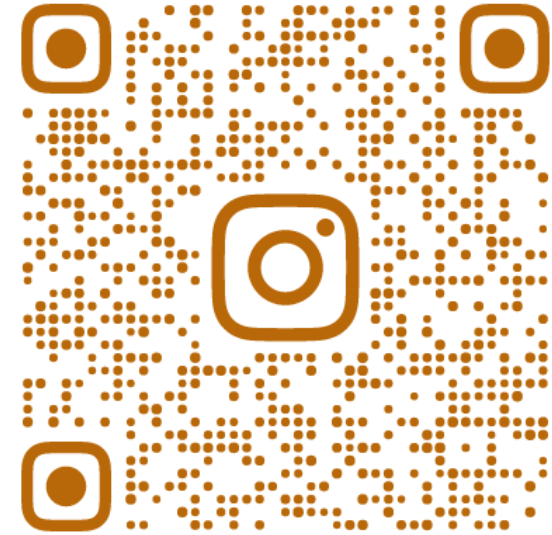
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN